

アクラスケアプランセンター

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援重要事項説明書 (令和6年4月1日)

1 当事業所の概要

事業者名称	株式会社 誠心
代表者氏名	吉松 泰子
本社所在地 (連絡先)	太宰府市五条 2-18-45 電話番号 092-921-7717 FAX 番号 092-921-8000

2. 御利用者様への居宅介護支援提供をする事業所について

事業所名称	アクラスケアプランセンター
介護保険指定事業者番号	福岡県指定 4073400592
事業所所在地	太宰府市五条 2-18-16
連絡先 相談担当者名	電話番号 092-918-2008 FAX 092-918-2009 藤間 昌子
事業所の通常の事業実施区域	太宰府市、筑紫野市、大野城市、春日市、糟屋郡宇美町

3. 事業所の職員体制

事業所の管理者	介護支援専門員 藤間 昌子	
職種	職務内容	人員数
介護支援専門員	居宅サービス計画作成等	1名以上
事務職員	運営上必要な事務処理	1名

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月31日～1月3日迄休み)
営業時間	9:00 から 18:00
緊急連絡先	092-918-2008 (携帯:090-4515-5540)

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1	重要事項説明書及び契約書の締結 (契約開始)
2	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
3	居宅サービス計画に対する利用者の同意 (保険者への提出)
4	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
5	サービスの提供開始

6. 利用料金

(1) 利用料

ア 要介護または要支援認定を受けられた方

介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合に、事業者は利用者から1ヶ月あたり下表の料金を頂きサービス提供証明書を発行いたします。利用者はサービス提供証明書を住所地の市町村の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けることができます。

イ 厚生労働大臣が定める基準により算出した指定居宅介護支援に要する費用の額ならびに居宅支援サービス計画費

	要介護度	金額
居宅介護費 I i (45件未満)	要介護 1. 2	11,316 円/月
	要介護 3. 4. 5	14,702 円/月
居宅介護費 I ii (45以上 60件未満)	要介護 1. 2	5,668 円/月
	要介護 3. 4. 5	7,335 円/月
介護予防支援費 (I)	包括支援センター	4,605 円/月
介護予防支援費 (II)	居宅介護支援事業所	4,918 円/月

御利用者様の状態に応じて、個別加算が加わります。内容は下記の通りです。

	金額	内容
初回加算	3,126 円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 I	2,605 円/月	病院又は診療所に入院するに当たって、その職員に対して必要な情報を提供した場合 (I) 入院当日 (II) 入院翌日又は翌々日
入院時情報連携加算 II	2,084 円/月	

退院・退所加算（Ⅰ）イ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	4,689 円/月 6,252 円/月 6,252 円/月 7,815 円/月	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅰ）イ 連携 1 回 （Ⅰ）ロ 連携 1 回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携 2 回以上 （Ⅱ）ロ 連携 2 回（内 1 回以上カンファレンス参加）
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円/月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
通院時情報連携加算	521 円/月	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
同一建物減算	所定単位数 $\times 95/100$	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

(2) 交通費

「前記2. 御利用者様への居宅介護支援提供をする事業所について」の事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は下記の交通費が必要となります。

移動手段	交通費
公共交通機関	実費
車	一キロあたり 20 円+駐車場代実費分

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保 険 名：福祉事業者総合賠償責任保険

補償の概要：使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合等の賠償リスクを総合的にカバーする事業者様向けの賠償責任保険

9. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. 介護支援業務に関する相談、苦情について

①当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、当事業所以外に区市町村等の窓口にも苦情を伝えることができます。具体的には、下記の表のとおりです。

【事業者の窓口】 アクラスケアプランセンター 担当者 藤間 昌子（管理者）	所在地 太宰府市五条 2-18-16 電話番号 092-918-2008 FAX 番号 092-918-2009
【市町村の窓口】 太宰府市介護保険担当課	所在地 太宰府市観世音寺 1-1-1 電話番号 092-921-2121
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 号 電話番号 092-642-7859

(表) 苦情等の相談窓口

②苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける。
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う。
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する。
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する。
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する。

11. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護状態にあるご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保険医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び家族の意見を尊重するとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に事業を実施いたします。
- ④ 市区町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設との連携に努めます。
- ⑤ 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- ⑥ 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は厚生省令基準に基づいて担当します。

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者 藤間 昌子
-------------	-----------

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合に合っても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者 藤間 昌子
--------------	-----------

15. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）」第 4 条に基づき、利用者に説明を行いました。

事	所在地	福岡県太宰府市五条 2-18-45	
	法人名	株式会社	誠心
業	代表者名	吉松 泰子	印
	事業者名	アクラスケアプランセンター	
者	説明者氏名	藤間 昌子	印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました

利用者（本人）の表示

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

【或いは】（代理人）

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービス計画の内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ そのために、ご利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者の物を提示します。
 - オ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービス提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めると共に、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業所は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

② 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

③ 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。